

組合規約

ダンロツフ護謨工組合

主義綱領

- 一、我等ハ公共ノ理想ニ從ヒ識見ノ開發徳性ノ發達技術ノ進歩ヲ圖ランコトヲ期ス
- 二、我等ハ共同ノ力ニ依リ着實ナル方法ヲ以テ我等ノ地位ノ改善ヲ圖ランコトヲ期ス
- 三、我等ハ相互ノ親睦ヲ計リ一致協力シテ相愛扶助ノ目的ヲ貫徹センコトヲ期ス
- 第四條 本組合ハダンロツフ護謨工組合ト稱ス
- 第五條 本組合ハ組合ノ主義要綱ヲ貫徹スルヲ以テ目的トス

- 第三條 本組合ハ其事務ヲ處理スル爲事務所ヲ設ク
- 第四條 本組合ハダンロツフ護謨工業ニ従事スルル労働者ヲ以テ組織シ日本労働總同盟ニ加入ス
- 第五條 タンロツフ本工場従業員ハ本組合員タルノ義務ヲ有ス
- 第六條 本組合員ハ組合ノ主義綱領ヲ遵守シ組合ヲ維持センガ爲會費トシテ毎月(男工二十錢)(女工十錢)ヲ納ムベシ
- 第七條 本組合ニハ左ノ役員ヲ置ク

- 一、組合長 一名
- 二、副組合長 二名
- 三、幹事 若干名
- 四、會計 三名
- 五、書記 三名
- 六、委員 若干名
- 第八條 組合長ハ會員ヲ統率シ一切ノ會務ヲ指揮監督ス
- 第九條 副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス

- 第十條 本組合ニ顧問ヲ置ク
- 第十一條 本組合ノ役員ハ全部所ヨリ選出スル委員ヨリ互選スルモノトス
- 第十二條 本組合ニ顧問ヲ置ク
- 第十三條 本組合ニ顧問ヲ置ク
- 第十四條 本組合ニ顧問ヲ置ク
- 第十五條 本組合ニ顧問ヲ置ク
- 第十六條 本組合ニ顧問ヲ置ク
- 第十七條 本組合ニ顧問ヲ置ク

- 工場委員ハ組合委員トス
- 但シ一定數ニ滿タサルトモ十名以上ノ人員ヲ有スル部所ハ委員ヲ選出シ得
- 第十二條 選舉及ビ被選舉權ハ男女年齢ヲ問ハズ組合員之レヲ有ス
- 第十三條 本會ノ常務ハ幹事會ニ於テ之ヲ處理ス
- 第十四條 本會ノ幹事會ハ組合長副組合長及ビ幹事會計顧問ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第十五條 本組合ニ基金ヲ設ク
- 第十六條 本組合ノ基金ハ銀行又ハ郵便局ニ預入ス
- 第十七條 基金ノ保管及出納ニ關スル事項ハ幹事會ニ於テ之ヲ定ム
- 第十八條 金銀物品ノ必要ナル會計帳簿ハ幹事會ニテ之ヲ定ム

- 第十八條 寄附金品ハ幹事會ノ決議ニ依ルニアラザレバ之ヲ受理スルコトヲ得ス
- 第十九條 本組合ノ歲出入ハ毎年八月役員會ニ於テ豫算ヲ編成シ豫算外ノ支出ノ必要ヲ生ジタルキハ其ノ都度役員會ノ決議ヲ經ルヲ要ス
- 第二十條 會員總會ハ毎年二回之ヲ開ク但シ臨時總會ヲ開クコトヲ得
- 第二十一條 幹事會ハ毎月一回以上之ヲ開キ役員會ハ臨時之ヲ開催ス
- 第二十二條 會員總會ハ役員ノ決議ヲ經幹事會及役員會ハ組合長之ヲ召集ス
- 第二十三條 本組合員ニシテ會員タルノ体面ヲ汚ス者アリト認めタル時ハ役員會ノ決議ニ依リ之ヲ除名ス
- 第二十四條 會費三回以上滞納シ督促ニ應ゼザル者除名ス
- 第二十五條 組合員ノ模範トナルベキ善行者ハ之ヲ表彰ス其表彰方法ハ役員會ニ於テ之ヲ決定ス

- 第二十六條 講話會運動會茶話會家族會ノ開催及救済方法等ハ幹事會ニ於テ之ヲ決定ス
- 第二十七條 共同購買及組合員ノ救養救濟其他労働者ノ文化向上ニ必要ナル事業ハ漸次之ヲ研究實施スベキモノトス

Handwritten notes and signatures in Japanese, including names like 山本, 佐藤, and dates like 昭和十一年.

36 14

組合規約

ダンロツフ護謨工組合

(内海印刷者六)